

# 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準

令和6年2月15日  
文部科学大臣決定

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特例法」という。）第7条及び第12条の規定に基づき文部科学大臣が行う指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定については、同法の趣旨を踏まえ、この基準の定めるところにより運用するものとする。

## 第一 指定宗教法人の指定（特例法第7条）

### 1. 対象となる法人について

- （1）特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、特例法第7条第1項第1号及び第2号の要件に該当するものを、指定宗教法人の指定の対象とする。

#### <用語の説明>

- 「対象宗教法人」とは、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの<sup>1</sup>に係るものをいう。
- 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
  - 二 所轄庁（宗教法人法第5条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

【特例法第2条第1項】

### 2. 特例法第7条第1項第1号の要件について

#### （1）「特定不法行為等に係る被害者」関係<sup>2</sup>

- ① 「特定不法行為等に係る被害者」は、特定不法行為等に関し、法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する、又は有し得る者である。

1 当該請求が特例法の施行前に行われ、又は当該手続が特例法の施行前に開始された宗教法人についても、特例法の規定は適用される（特例法附則第3条第1項）。

2 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・この指定宗教法人の指定の要件として、被害者とございます。この被害者には、解散命令請求等に際しての調査で確認された被害者に限られず、例えば、その後に存在が把握された被害者を含まれるものであり、損害賠償等を、一、請求中の被害者や、二、今後請求を行うことを表明している被害者のみならず、三、請求等を行う意向がいまだ明確でない者もこの被害者となります。また、既に賠償等を受けた者についても、これが多数いる場合にはこのような被害者が存在することが推認されることとなります。」

- ② 「特定不法行為等に係る被害者」には、特定解散命令請求等の原因となった行為に係る被害者と、これらと同種の行為に係る被害者の双方が含まれ、特定解散命令請求等に当たり請求者等が認知した被害者（請求等事由の内容となった特定の事実・行為における被害者）に限らず、請求等の時点では把握されていなかった同種の行為による被害者も、その対象となる。
- ③ ①及び②に当たる者は、賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者も含め、「特定不法行為等に係る被害者」に該当することとなる。

<用語の説明>

- 「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。  
【特例法第2条第2項】
- 「特定解散命令請求等」とは、宗教法人法第81条第1項の規定による解散命令の請求又は同項に規定する事件の手続の開始であって、次のいずれにも該当するものをいう。
  - 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
  - 二 所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。  
【特例法第2条第1項】
- 「契約申込み等」とは、対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。  
【特例法第2条第2項】

(2) 「相当多数存在すること」関係

「相当多数存在すること」について、どの程度の人数がいればこれに当たると認められるかは、特例法の趣旨を踏まえつつ、特定解散命令請求等に係る個々の事案に即して個別具体的に判断するが、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなる<sup>3</sup>。

(3) 「相当多数存在することが見込まれること」関係

- ① 「相当多数存在することが見込まれること」については、個々の被害者を特定して、それらが相当多数存在することを示す必要はなく、相当多数存在する可能性があれば足りる。

3 法案提案者答弁（令和5年12月7日 参議院法務委員会）

「相当多数という文言の解釈についてということだと思いますが、この相当多数につきましては、一定の数ですとか、あるいは宗教法人の規模などを具体的に規定することはしておりません。どの程度の人数であれば相当多数と認められるかは、特定解散命令請求等に係る個別の事案に即しつつ、所轄庁において適切に判断されるべきものということになります。

ただし、この相当多数という文言は消費者裁判手続特例法においても用いられているものでございまして、この本法の相当多数も消費者裁判手続特例法における共通義務確認の訴えの場合と同様に、一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになることが想定されると考えております。」

- ② 当該「見込み」についての判断は、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性があることを確認する等により行う<sup>4</sup>。

### 3. 特例法第7条第1項第2号の要件について<sup>5</sup>

- (1) 特例法の趣旨<sup>6</sup>に鑑みれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなり、第7条第1項第2号の要件に当たる。
- (2) 例えば、被害者により更なる賠償請求等が行われる見込みの程度、対象宗教法人における財産の内容・構成、過去の財産移転等の状況などいずれの面から見ても、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合には、財産処分・管理の状況の把握の必要がないものとして、当該要件には当たらないこととなる。

### 4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に定める意見陳述のための手続のほか、指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。

## 第二 特別指定宗教法人の指定（特例法第12条）

### 1. 指定の対象となる法人等について

---

#### 4 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・被害者が相当多数と見込まれることについては、個々の被害者の存在までを特定する必要はなく、相当多数の被害者が存在する可能性があれば足りるものと考えております。具体的には、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性があることを確認する等により、当該見込みについて判断すること等が想定されます。」

#### 5 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・こうした本法案の趣旨から、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には財産処分、管理の状況の把握の必要性が認められ、第7条第1項第2号に該当することとなると想定されております。例えば、被害者が、更なる賠償請求等が行われる見込みが全くない場合などには、状況把握の必要がないものとして当該要件には当たらないこととなると考えられます。」

#### 6 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・解散命令請求等がなされた法人は、解散命令を予期して財産隠匿などを行うおそれがあることから、本法案では、これら法人における財産処分、管理の状況の把握を可能とし、その透明化を図ることにより、財産隠匿等を抑止しつつ、個々の被害者が適時の民事保全等の対応を円滑に行えるようにしております。」

- (1) 特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、同法第7条第1項各号に定める指定宗教法人の指定要件に加え、さらに同法第12条第1項第2号に定める要件に該当するものを、特別指定宗教法人の指定の対象とする。
- (2) 既に指定宗教法人の指定を受けたものが、さらに特別指定宗教法人の要件にも該当することとなった場合には、これを特別指定宗教法人に指定するほか、指定宗教法人の指定前の法人が、指定宗教法人と特別指定宗教法人の双方の要件に該当すると認められる場合には、当該法人について、指定宗教法人の指定を経ずに、特別指定宗教法人の指定を行う<sup>7</sup>。

## 2. 第12条第1項第1号の要件について

第一（指定宗教法人の指定）に定めるところにより取り扱う。

## 3. 第12条第1項第2号の要件について

- (1) 「当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して」関係

① 第2号の要件については、

- ・ 当該対象宗教法人が保有する財産の内容及び額（例えば、固定資産と流動資産の比率の変動、正味財産等の額の推移など）
- ・ 当該対象宗教法人における財産の処分及び管理の状況（例えば、財産移転の状況など）
- ・ その他の事情（例えば、被害者からの請求等への対応状況など）

を考慮して、これに当たるかどうかの判断を行う。

- ② 宗教法人法又は特例法に基づき対象宗教法人から提出された財産目録等や通知された不動産の処分等の情報は、①の考慮のために活用する。その他必要な状況把握を行い、①の考慮を行う。

- (2) 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」関係<sup>8</sup>

- ① 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」については、対象宗教法人が現にその財産を隠匿し、又は散逸させているおそれがある場合、及びそれらの行為を行おうとしているおそれがある場合が、これに該当する。当該「おそ

---

7 指定宗教法人の指定を経ずに特別指定宗教法人の指定を受けたものについては、指定宗教法人の指定も受けたものとみなす（特例法第12条第2項）。

8 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・御指摘の財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認められるには、法人の行為によって財産を隠匿し若しくは散逸させる行為が行われた又は行われることについて、一定の蓋然性が必要となるものと考えています。具体的には、対象宗教法人において、当該法人の保有財産を減少させる行為や海外へ移転する行為、不動産の現金化など財産の流動性を高める行為等が現に現れ又は行われようとしている場合には、当然蓋然性が認められ得るものと考えられ、所轄庁においてそれらの行為が財産の隠匿、散逸につながるものか等について検討の上判断することとなると思います。」

れ」があると認められるには、財産の隠匿等の処分が実際になされることまでの必要はないが、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることが必要である。

- ② 保有財産を減少させる行為や、海外へ移転する行為、財産の流動性を高める行為（例えば、不動産の金銭への換価など）などが、現に行われ、又は行われようとしている場合には、当該蓋然性が認められる場合に当たり得るものとして、第2号の要件への該否の検討を行う。
- ③ 財産の減少や移転、流動資産への換価等があった場合にも、直ちに「財産の隠匿又は散逸のおそれがある」との要件に該当するわけではなく、相当の理由がある財産の減少・移転、換価等であれば、当該「隠匿」「散逸」のおそれがあるものとの評価を受けるものではない（例えば、保有財産の総額が短期間に一定程度減少している場合であっても、当該減少について相当の理由があり、財産隠匿・散逸のおそれがないと認められるときは、指定の対象とならない）。
- ④ 当該「隠匿」「散逸」のおそれの有無の判断に当たっては、(1)の考慮事項（財産の内容・額、財産処分・管理の状況など）に係る変化の状況等を踏まえ、それらの状況について、「財産の隠匿又は散逸」の結果として生じたものではないか、あるいは今後の「財産の隠匿又は散逸」につながり得るものとならないか等を検討して、その判断を行う。

#### 4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法第13条に定める意見陳述のための手続のほか、特別指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。